

食料・農業・農村政策審議会 農業保険部会 議案

家畜共済診療点数表の改定の考え方及び家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法に関する家畜共済小委員会への調査審議の付託について

農業保険法に基づき、農業共済における農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率並びに収入保険の保険料標準率は、3年ごとに改定（一般改定）することとされており、本年度は家畜共済の一般改定期に該当します。

家畜共済の共済掛金標準率の一般改定に併せて、家畜診療に係る家畜共済診療点数表（以下「診療点数表」という。）及び家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法（以下「薬価基準」という。）も改定しています。

共済掛金標準率並びに診療点数表及び薬価基準の改定に当たっては、食料・農業・農村政策審議会農業保険部会において調査審議することとなっています。

今回、これらの改定に当たり農林水産大臣から諮問（別添）のあった事項のうち、診療点数表及び薬価基準の改定に関する調査審議について、専門性が高いことから、部会長の指名する専門委員から構成される家畜共済小委員会に付託するものです。